

# 特許翻訳におけるトップ10の課題



活火山イノベーションズ株式会社 取締役社長 **ルーファス・リン**

## 要 約

厳密に言えば技術は国境を感じさせないものである。但し、所有権とそれに伴う使用を制限する権利は、やはり各国の知的財産関係の法律がそれぞれ異なるため、管轄ごとに主張しないことには保護されない。

従って、日本国内で特許を取得済であっても、海外の何ヶ国かで、自分の発明を勝手に利用されたり、商品化されたりすることを防ぐ目的でそれぞれの国の管轄で特許出願を行う出願人が多い。インターネットの普及により、他国の特許公開情報が容易に手に入るようになったこともその一要因となる。

近年は日本国から韓国や特に中国への出願が増えているが、依然として、欧米への多数の出願が続いている。そこで日英翻訳が必要となってくるのである。同様に欧米の企業も、中国への興味が向上しつつある一方、様々な分野で世界中でも認められる高度技術に特化する日本企業が競争相手になることを防ぐために、日本国の特許を取得する動きを続けている。そこで英日の特許翻訳が必要となる。

今回は、弁理士が自らに翻訳するにしろ、特許翻訳家に外注するにしろ、翻訳家の観点から特許翻訳の際にどのような課題があるかを考察する。勿論、全ての課題を述べることはできないが、ここで取り上げたことが少しでも、より知られるようになれば幸いである。

## 目次

1. はじめに
2. 本文
  - (1) 特許の独特な表現や分野によって変わる言い回し
  - (2) 特許書類を作成した弁理士の表現力によって変わる翻訳の難易度
  - (3) 専門家による略語の使用や省略による翻訳の難しさ
  - (4) 複数の解釈が考えられる文章
  - (5) 特許文章の書き方についての弁理士の好み
  - (6) コピーアンドペーストによるミス
  - (7) 辞書の引き方
  - (8) 用語の区別
  - (9) 日本語独特の省略
  - (10) 内容理解の大切さ
3. おわりに

国際特許出願のプロセスの中で、こういった重要な業務は、弁理士がやるとしても、専門特許翻訳家がやるとしても、様々な課題に直面します。本文ではそのうちの10項目を取り上げます。これらは、自分で特許翻訳を行う方はすでにご存知かもしれませんが、特許翻訳を自ら行わず、外注する場合に知っておくべき点ではないかと思われます。

## 2. 本文

### (1) 特許の独特な表現や分野によって変わる言い回し

明細書等、意見書、補正書といった特許に関する手続き書類（以下、特許書類という）中の文章では、独特な表現に加えて分野によって言い回しが変わります。また、特許の文章でしか見ない単語があります。例えば特許翻訳では、extend の訳語として「延在する」という中々見掛けない日本語を使う弁理士や翻訳者がいます。また「当業者」とは、ほぼ誰でも該当する業界に働いている人という意味が直ぐ分かりますが、one skilled in the art や a person of normal proficiency in the art の訳語であるとは想像出来ないでしょう。

## 1. はじめに

国際特許出願に携わっている弁理士は、米国やWIPOを対象にした場合、又は英語圏の国からの特許をパリルートまたはPCTを介して日本で出願することになった場合、明細書等および手続き書類の日英翻訳、英日翻訳等の特許翻訳を個人的に行うか、若しくは特許翻訳家に外注します。

しかし、特許独特といえるそれらの言葉をマスターしたとしても、特許自体は、何らかの分野の発明に関する書類なので、その分野の独特な言葉を使う必要があることもあります。

例として、請求項によく出てくる comprising は場合によって訳語が変わり、薬学や化学の成分の話であれば単語の表面的な意味である「含有する」という訳語が使用されるが、他の分野においては「含む」、「有る」または「有する」等と異なる訳語が使用される場合が多いです。

## (2) 特許書類を作成した弁理士の表現力によって変わる翻訳の難易度

特許書類を作成した弁理士の表現力によって翻訳の難易度が変わる事もあります。英文和訳と言われても、分かり易い英文と分かり辛い英文があります。それは、内容が難しい訳ではなくて発明者や弁理士の執筆力の問題が原因ということがあります。

例えば、英語圏ではない国の弁理士が作成した米国特許出願は、審査を通れば、最終的にはある程度内容を理解出来ないといけなような文章となると思われますが、やはりネイティブが書いた文章に比べて、何度読み直しても意味不明な箇所があり、読解が難解な事があります。

例として、イタリア語では、「その通り」を意味する表現は *ha ragione* となりますが、直訳で英語にすると *has reason* は、「論理を持つ、または理由がある」との相当異なる意味として捉えられ、両方とも「その通り」とは、違う意味になります。特許庁の審査では気が付かない可能性がありますので、公報に掲載されているものでも、「イタリア製英語」等が残ることを何度も見た事があります。

他の例では、もし日本語が第2言語である弁理士、または少し変わった日本語の癖（例えば文学的な日本語の表現をよく使うなど）を持つ日本人の弁理士が、日本語で明細書を作成した場合は、特許庁は大きな日本語の問題は許さないとされますが、それでも最終版の中に一部が残ってしまう可能性はゼロではないでしょう。

## (3) 専門家による略語の使用や省略による翻訳の難しさ

専門家が、該当分野の常識の概念に基づき、略語の使用や省略をすることで、その分野に詳しくない翻訳

家が理解できないか、日本語の適訳を決められない事があります。

例えば、IT 専門家同士の会話では、「カスタマーディングスタイルシート」という用語が事前に一度も出てこなくても、その頭字語である CSS を最初から説明なく使うのが一般的です。日常会話でも、「留守電」が使われており、一般人でも「留守番電話」の省略だと分かっていますが、「留守番電話」とは、日常ではあまり使わないでしょう。他の専門分野の専門用語でもこういう現象がよく見られます。

□「留守電」の例において、全く電話のことが分からない人がそれを聞いたら、何らかの電気関係の概念または装置ではないかと推測しそうです。

かといって、略語でないものばかりを使うと、下記のデメリットが発生してしまいます。

- (1) 頻繁に出てきたら読みづらくなる。
- (2) 素人によって訳されたのではないかと、それによって知識が足りていないのではないかと、不安が生じる。

実際には最初に使う際に「留守番電話（以下、「留守電」）」という形で紹介することも可能ですが、そこまでせずに最初から「留守電」を使う著者が多いです。

## (4) 複数の解釈が考えられる文章

明細書等、意見書、補正書といった特許に関する手続き書類（以下、特許書類という）中の文章は、特定の技術やその特徴を明記することによってその知的財産を守るためのものです。従って、特許庁の審査では、意図的に、曖昧に書かれていないかを慎重に見られているでしょう。最悪の場合に訴訟になり、裁判所でどこまで保護されるかという議論になるのを当然ながら早い段階で防ぐようにすることが考えられます。

具体例としては、*it* のような代名詞は、普通に使っても曖昧ではない時と、その単語だけでは何を指しているかが曖昧な時があります。

曖昧ではない例を挙げます。

*Hose 123 is inserted into chamber 456 such that it is fully contained within the chamber.*

説明：*it* は、明らかに *Hose 123* を指します。そうであっても、誤解を招かないように、*within the chamber* ではなく、*within chamber 456* まで書くことが多いです。その場合は、原文を忠実に反映することを心

掛けて翻訳する際は、「チャンバ456」が訳文に2回出てくる必要があります。

次に、曖昧で複数の解釈が可能な例を挙げます。

Hose 123 is inserted into chamber 456, always ensuring that at least 1 litre of water is present in it. 説明：今回は、itがhose 123かchamber 456を指しているかは、何とも確実に言えない状態です。どちらの捉え方も考えられますので、普段は、特許文章には出て来ない書き方のはずです。万が一出てきたら、適切に推測をして訳すしかありません。その場合は、翻訳家のコメントを残すことが常識です。

#### (5) 特許文章の書き方についての弁理士の好み

知的財産の業界にも流行があります。

弁理士事務所の外注翻訳家として、依頼主の弁理士の言語学的な好みに合わせる必要があります。英日の翻訳では、業界中の決まり文句（例：「この発明」より「本発明」と書くのが常識）と、弁理士の好みによって書き方が変わるものがあります。

後者の例としては、「および」、「または」と「及び」、「又は」があり、クライアントによっては、平仮名を好む方もいれば漢字を好む方もいます。

厳密に言えば、文部科学省は「及び」「又は」を推奨しており<sup>1)</sup>、特許庁では、明細書の書き方として、「平仮名（外来語は片仮名）、常用漢字及びアラビア数字を使用」の指示のみで、特に指定はありません。

個人的な好みに加えて知的財産業界に亘る流行もあります。例えば日英の特許翻訳では、近年「前記」はsaidではなくなり、theが好ましくなってきました。そして、以前「the transistor 123」と書いても良かったのですが、最近the無しで「transistor 123」と書かれていることが増えている傾向があります。といっても、一部の弁理士は依然としてtheを使っています。

#### (6) コピーアンドペーストによるミス

例えば繰り返している実施形態で数値だけ変わるような場合、コピーアンドペーストをする際に気が付かず、最終的に、原文とずれて誤訳となってしまう場合や、変換ミス、脱字、部品番号の誤り等もあります。

原文に誤りが入っていると、翻訳作業に支障があります。原文の単語数が多くなればなるほど、途中から内容に慣れ、機械的に訳す傾向がある翻訳家もいると思われていますが、生産性が良い反面、コピーアンドペ

ーストのミスの恐れがあることを常に心掛けて働かなければなりません。

そのように努力するとしても、ある程度のペースで翻訳を行えば、誰でも変換ミス、脱字、消し忘れによる余計な文字、番号の誤り等が起こるでしょう。パソコンの入力方法に起因する問題でもあり得ると思われま

す。手書きであれば、それらの問題の過半数は消えるでしょう。こういった問題を解決するために、文脈を考慮して賢く修正するような技術が先進するまで、手動で見直しをするしかありません。自分で作成した文章の見直しをすると見落としの傾向があるので、理想としては、別の人の目で行われるべき作業です。このような見直しは、原文を正しく訳されたかどうかという確認ではなくて、タイプミスの確認等です。

#### (7) 辞書の引き方

翻訳家の主要なツールは辞書、翻訳ソフトウェアとウェブ検索だと思われま

す。辞書は、英和、和英、そして国語辞書を使っているもので、オンライン版があるため、簡易に検索できます。しかし、これらの検索方法に対して、ある一定の技術が必要です。まずは検索結果をそのまま信用してはいけません。信用できるはずの辞書や特許翻訳参考ウェブサイト等でも、意外と誤訳の例文が含まれている可能性があるわけ

です。可能な場合は、幾つかの異なる情報源からの例文を見た方がいいと思われま

す。尚、検索文字列にも気をつけるべきところがあります。基本的に同じ文字列で、長い文字列から検索して、段々絞り込んで行くのがお勧めです。初歩的な例ですが、原則が十分伝わる例として次の例をあげま

す。原文に「hydraulic pressure」が出てきたら、hydraulicとpressureを別々に引くと、「油圧圧力」となってしまう

ますが、「hydraulic pressure」で検索したら、「油圧」か「水圧」の候補が現れま

す。同様に、一単語だけで検索すると、使い方が多くて、使い分けがはっきり分からないことがありますので、修飾する形容詞なども検索文字列に入れておけばより関連する結果が出るでしょう。このような単語を訳す義務をどうやって効率的に果たせばいいかという悩みが翻訳業務の課題の一つです。

#### (8) 用語の区別

特許文章中の動詞は、分野によって用語の使い分け

が必要な時もあります。簡単な例として、英語の原文で「apply」となっている部分は、場合によって「適用する」、「塗布する」、「申請する」等の訳文が考えられます。

尚、日英翻訳の場合は、日本語で似ている言葉に注意をするように言われますが、たまには著者の方で使い方が誤っており、翻訳家は文脈を慎重に把握し判断する必要がある場合もあります。

例えば、「越える」とは、「ある場所・地点・時間を過ぎて、その先に進む。」という意味です。例としては、「県境を越える」、「困難を乗り越える」などです。一方「超える」とは、「ある基準・範囲・程度を上回る。」という意味です。「限度、水準を超える」、「百万円を超える金額」、「百万人を超す人口」などの例があります。「超える」はまた、比喩的に「現代を超える」、「人間の能力を超える」とも使えます。

間違えて違う方の「こえる」を使った文章は、翻訳家の方で原文ミスとして扱うべきです。

### (9) 日本語独特の省略

こちらは、日英、英日ともに翻訳時に出くわす問題です。日英の場合は、主語を省くことで何が主語なのかが分かりにくくなり、読解に手間が掛かり生産率が下がってしまうのは、日英の翻訳家がよく直面する問題です。

英日翻訳の場合は、日本語で主語を省略することが重要なことです。日本語に比べて英語の方が主語をはっきりと述べます。和訳の場合は、一々主語を書く和不自然な日本語になってしまいますが、特許そのものは自然な日本語よりも発明を明確にする目的なので原文通りに訳さざるを得ません。

### (10) 内容理解の大切さ

原文通りに訳せばいいと言われても、それで理屈が分からなかった場合は翻訳の作業自体で困ります。当然のことですが、翻訳家の責任は、原文の意味を正確に理解して、それから忠実に訳文に著者が伝えた内容を表現することです。言うまでもなく原文の意味をきちんと理解出来なければ、当然訳文を作ることはできません。

意外にも例外があります。そこに翻訳業界の大きな問題があります。

その例外とは、どういうものでしょうか。例えば、本当は自動車について全く知識が無い翻訳家は、その

ままに表面的な自動車関係の明細書の翻訳が出来ることがあります。ここで「表面的」という所に注目を払うべきです。

「部材 123 が部材 456 と結合する」ということは、自動車に限らず工業系の特許文章によく出てくる表現なので、自動車エキスパートではなくても、文章の理屈に付いていけなくても翻訳が出来るでしょう。

また、たとえ自動車分野で専門的な話の場合でも、概念を完璧に把握せずに機械的に言葉をターゲット言語にするという翻訳作業で済ませることがなくはありません。

ただ、内容がもう少し深くなると、やはりそのように普通に訳したり、機械的に翻訳したりすることが出来なくなります。例えば、日本語では、「○のお陰で」と「○のせいで」という良い意味と悪い意味の表現があります。もし明細書にトルクが上がることによる現象の記載があったら、概念を理解せずにその2つの表現のどちらかを使えばいいかは決められないでしょう。

そこで上述の問題が発生します。すなわち、知識がないからこそ、機械的に訳してもいいかどうかすら、判断出来ないでしょう。表面的に訳してごまかしてもいいと思ったら、何らかの概念を含む文章については誤訳してしまう危険性があります。

結論として、何とかターゲット言語に訳せると思って原文の意味を理解せずにごまかして翻訳するのは、正直に言えば無責任です。そこで、翻訳家の観点から言わせていただくと、分野の概念で意味が分からない場合よりも、著者の執筆力が低いから辛い文章を訳す義務を、どうやって効率的に果たせばいいかが大きな課題であり、悩みです。

## 3. おわりに

特許翻訳における課題や危険に関して認識を広げるという目的で本文を書いてみましたが、読者の方は自分なりにすでに理解されているかもしれません。ただ、本文が少しでも皆様の翻訳業務に、又は外注翻訳家の管理に役に立てば幸いです。

### (参考文献 1)

公用文における漢字使用等について

[http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/kokujikunrei\\_h221130.html](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/kokujikunrei_h221130.html)

(原稿受領 2014. 7. 31)